

第11号様式の5（第5条関係）

政務活動記録簿（広報紙の発行・発送等）

会派・議員名 福田 倫也

年 月 日	令和5年9月20日			
表題と発行部数	奈良県議会会派 日本維新の会 NEWS 11,000部／会派分 8,650部／個人増刷分			
対象者	大和高田市内			
配布方法	ポスティング（500部）新聞折込（19,150部）			
発行目的	政務活動報告と県政に対する意見・要望を広く募集するため			
按分率の説明	按分なし			
内容	<ul style="list-style-type: none"> ・メンバー紹介 ・6月定例会の報告、質問の一部抜粋 他 			
編集・制作・ 発送等に要した 経費	項目	支払先	金額	金額の積算
	議会報告代	株) プット アップ・スタイル	27,784円	@2.92×8,650部 =25,258円 +消費税 2,526円
	新聞折込料 大和高田市内	株) プット アップ・スタイル	63,195円	@3.00×19,150部 =57,450円 +消費税 5,745円
	※ 100 %充当 合計 90,979円			
備考	添付資料：奈良県議会会派 日本維新の会 NEWS			

注 発行した広報紙を添付してください。

奈良県議会会派 日本維新の会NEWS

奈良県議会会派 日本維新の会 〒630-8501 奈良市登大路町30 奈良県議会事務局内 TEL 0742-22-7454 (平日午後3時~5時)

メンバー紹介

松尾勇臣
佐藤光紀
小林誠
福西広理
関本真樹
松木秀一郎
山田洋平

山下知事とともに、
県民目線の
「奈良県大改革」に
挑みます!

奈良県議会会派「日本維新の会」です。

4月の選挙では、皆さんからのご信託をいただき、メンバーの数も14名となりました。
改選後初となる6月定例会では、この維新の議員たちが本会議や常任委員会で積極的に発言や提言を行いました。
さらに私たちは会派として、県議会議員の月額報酬2割削減案を単独提案しました。
これまでには少数会派だったので、皆様に維新の存在意義を感じていただく機会は少なかったと考えますが今任期は違います。

採決の結果は議長を除く42名が賛成を示し、賛成16、反対26。
自民党・無所属の会、公明党、立憲民主党が反対を致しました。

私たちは6月定例会初日に提案理由を述べ、他の議員にも理解を求めたのですが、この反対をした議員たちはことともあろうに、議論すら拒否する始末です。

報酬を下げるのが嫌だからと議論することさえ拒否するこの姿を

県民の皆さんはどう思われるでしょうか？
こんな奈良県議会でいいのでしょうか？
私たちの任期は始まったばかりです。

旧態依然の奈良県議会の実態を県民の皆さんに包み隠さずお知らせし、山下知事とともに県民目線で今必要な改革に全力で取り組みます。
今後の私たちの活動にご注目ください。

奈良県議会会派「日本維新の会」

令和5年 6月定例会 議員報酬2割削減 条例改正案を提出

議員別の賛否結果

議員報酬 2割削減案	自由民主党・無所属の会														日本維新の会														公明党				改選なら 野党				共 山村 賀文 泰穂				議 決 結 果
	永川口 高 恒 信	芦 金 成 友	正 田 成 樹	若 有 か 紀	伊 将 進 み	藤 尚 也	小 教 久	浦 歎 良	川 良	池 久	西 良	乾 良	米 良	稲 良	田 良	篠 良	岩 良	中 良	山 良	井 良	星 良	松 良	山 良	渕 良	間 良	福 良	工 良	中 良	原 良	小 良	佐 良	清 良	藤 良	鶴 良	大 良	原 良	山 良				
X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	O	O	O	O	O	O	O	O	O	X	X	X	O	X	X	O	否決				

○=賛成 X=反対 共=日本共産党

令和5年 6月定例会

代表質問

一部抜粋

松尾 勇臣 議員

- 関西広域連合への全部参加について
- 令和5年度予算執行査定について
- 女性の活躍促進について
- 子育て支援について
- 描く産業の成長戦略について
- 身を切る改革について



● 関西広域連合への全部参加について

知事は関西広域連合への全部参加の決断がなされました。もう少し分かりやすい説明と、手続き、費用、時期、県民生活への効果、関西でめざすポジションについて質問しました。



● 女性の活躍促進について

知事は女性の働きやすさを追求していくと公約され、人口減少社会において核心を突く公約であると思います。まずは、女性に偏っている家事や育児の負担を減らす方法、女性の就労をさらに支援するための取り組みについて質問しました。



● 子育て支援について

少子化は「静かな公事」とされ、国の大きな課題であり、地方自治体にとっても同じです。「高校授業料の無償化」をはじめ公約の柱であった子育て支援について、県の特色をどのように打ち出していくのか、具体策を含め質問しました。



代表質問

一部抜粋

佐藤 光紀 議員



- 奈良県の観光交通戦略について
- 「空の移動革命」について
- 奈良県のGX推進について
- 奈良県産材の利用促進について
- 西奈良県民センター跡地について

「空の移動革命」について

大阪・関西万博に向かって、大阪府では空飛ぶクルマの実現に向かって、積極的に取り組みを進めています。

奈良県でも大阪府や県内自治体と連携をして取り組むべきでは。

空飛ぶクルマは、人の移動や物流に変化をもたらし、ビジネスへの広がり、観光誘客の促進、また公共交通機関としての利用も期待されています。

一方、機体の技術開発や法制度整備、住民理解など、実用化に向けた課題も多くあります。

実現可能性などについて大阪府等とも連携し、ともに検討していきます。

「大阪府における空の移動革命実現に向けたパンフレット



原山 大亮 議員



- 国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会開催における県立橿原公苑と橿原市営橿原運動公園の整備・活用について
- 奈良県立医科大学附属病院の駐車場について
- 都市計画道路橿原運動公園線の整備について

県立橿原公苑と橿原市営橿原運動公園の整備・活用について

これまで、県と橿原市で橿原公苑と橿原運動公園の敷地の全部交換等の計画が進められてきましたが、費用負担等の諸条件などは、どのような考え方もと進めてきたのか、また今後はどう進める予定なのか。

橿原市へは用地及び施設の資産評価額による構算や施設の一体的運営に向けた協議会の設置等の考えを提案ましたが、市の懸念は払拭されず、合意に至っておりません。

今後は、橿原公苑を国民スポーツ大会等の主要会場として活用するとともに、大会後も見据えた多様な利用を想定した改修内容について具体的な検討を進めています。

小林 誠 議員



- 西和医療センターの移転・再整備について
- 大和川における遊水地事業の整備状況について
- 県道法隆寺線のバリアフリー化について
- 離婚後の面会交流への公的支援について
- 特別支援学級の充実について

特別支援学級の充実について

発達障害者等を含む支援が必要な子ども達がいる特別支援学級の充実について、教職員の配置をどのように考えていますか。

今年度から県教育委員会では、採用する小学校教員に対し、特別支援学校教諭二種免許状の取得を努力義務とすることで、専門性の習得が求められる特別支援教育の充実を図ります。今後も法に基づく配置に加え、障害の種別や程度に応じて加配教員、非常勤講師を配置するなどして、特別支援学級や通級指導を充実させていきます。



委員会報告

各委員会の面白い議論内容はQRコードの動画をご覧ください。

財政監査委員会

QRコード



酒井

原山

建設委員会

QRコード

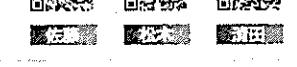


酒井

原山

経済開拓委員会

QRコード



酒井

原山

まちくらし委員会

QRコード



酒井

原山

第11号様式の5（第5条関係）

政務活動記録簿（広報紙の発行・発送等）

会派・議員名 福田 倫也

年 月 日	令和5年12月9日			
表題と発行部数	奈良県議会会派 日本維新の会 NEWS 11,000部／会派分 8,650部／個人増刷分			
対象者	大和高田市内			
配布方法	ポスティング（500部）新聞折込（19,150部）			
発行目的	政務活動報告と県政に対する意見・要望を広く募集するため			
按分率の説明	按分なし			
内容				
編集・制作・ 発送等に要した 経費	項目	支払先	金額	金額の積算
	議会報告代	株) プット アップ・スタイル	27,784円	@2.92×8,650部 =25,258円 +消費税 2,526円 6
	新聞折込料 大和高田市内	株) プット アップ・スタイル	63,195円	@3.00×19,150部 =57,450円 +消費税 5,745円 7
	※ 100 %充当 合計 90,979円			
備考	添付資料：奈良県議会会派 日本維新の会 NEWS			

注 発行した広報紙を添付してください。

奈良県議会会派 日本維新の会NEWS 02

奈良県議会会派 日本維新の会 〒630-8501 奈良市春日大路町30 東洋ビル会事務局内 tel 072-227-7521 (平日午後2時から)



奈良県議会会派 日本維新の会

「奈良県大改革」 始動!

9月定例会が終了しました。

山下県政がスタートして約半年、県民の皆様にはどのように映っているでしょうか。

前知事が選挙前にも関わらず、肉付けした予算を提案しそれを議会が承認。

前知事の予算編成を基にスタートした山下県政は

前知事時代に計画された無駄なハコモノ事業に「待った」をかけ、

生まれた財源で高校授業料無償化に道筋をつけるなど

「奈良県大改革」に向け、準備をしています。

しかし、旧態依然の県議会では、

自民党・無所属の会は議員間で申し合わせをした内容を反故にしたり、

同じ内容の話を場所を変え人を変え繰り返したり、やりたい放題。

こんなことをしているといつまでたっても税金の無駄使いはなくならない。

ぜひ県議会録画、委員会録画で

奈良県議会の現状をご覧ください。

公約を実現するため

本格的に山下県政がスタートするのは令和6年度。

その準備を含め、私たち維新県議団14名力を合わせて

「奈良県大改革」に向け頑張ります。



各メンバーの選出区ごとに色分けしています。



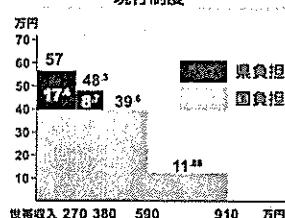
山下知事 高校無償化への制度案を発表!

大型公共事業費の一部から財源を活用

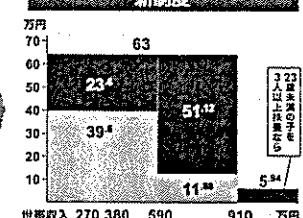
県内私立高校の授業料の公費負担額を来年度から大幅に増額すると発表。新制度は来年度から、全学年を対象に始める。世帯年収910万円未満とする所得制限を設け、生徒1人あたり年63万円を上限に授業料を公費で負担する。910万円以上の世帯でも、23歳未満の子ども3人以上を扶養しているれば、生徒1人あたり5万9400円の支援を受けられる。

奈良県の高校授業料支援の制度案イメージ

現行制度



新制度



令和5年 9月定例会

一般質問

一部抜粋

原山 大亮 議員

- 大規模広域防災拠点の用地について
- 大和平野中央田園都市構想の計画用地について
- 国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会の施設整備について
- 自主財源の確保に向けた施策について
- 奈良県の成長戦略について
- 令和5年度全国学力・学習状況調査について
- 大学における奨学金制度の周知について



一般質問

一部抜粋

工藤 将之 議員



- 南部東部への観光客誘客について
- 奈良県らしい子育て政策について
子育て世帯への経済的な支援について
多胎児家庭支援について
- 医療的ケア児支援について



子育て世帯への経済的な支援について

- 日本の方夫婦が理想の子どもを持たない理由の第一位は「子育てや教育にお金がかかりすぎるから」となっている。社会情勢が変化した現状において行政の積極的な支援が必要と考えるがどうか。
- 確かに、夫婦が理想とする子どもの数と、予定する子どもの数には開きがある。これを埋めるために、市町村の考え方も聞きながら支援のあり方を考えていきたい。また、私立高校の無償化を進めるとしても、3人以上の子どもを育てる家庭には年収を問わず何らかの支援を行えないか事例を研究していく。

関本 真樹 議員



- まほろば健康パーク機能強化について
- 県営都市公園の効率的な運営管理について
- 奈良県中央卸売市場再整備について
- 県産農産物等の輸出促進の取組について



県営都市公園の効率的な運営管理について

- 民間事業者に一定期間、場所を無償貸与してイベント等の採算性を試してもらうトライアルサウンディング等も活用して稼ぐ都市公園を目指すべきと考えるがどうか。
- これまで飲食店などの便益施設から使用料収入を得るなどしててきたが、県営都市公園全般についてトライアルサウンディングも含め異なる収入場に向けて取り組みを検討していく。

大学の奨学金制度の積極的な周知を

大学生対象の給付型奨学金制度や自治体による地域での大学受験など、経済的負担が少なくなる制度を県内の高校生に積極的に周知することで、大学を選ぶ際の選択肢が広がると考える。現状と今後の取組はどうか。

現在、各県立高校に対し、県教育委員会では日本学生支援機構が実施している高等教育の修学支援新制度等を紙ベースで周知し、各県立高校で説明会を開催するなどし、生徒への発信は校に任せている。今後の取組として、修学支援新制度だけでなく、学費がかからず、国家公務員として給料を受け取りながら学べる省庁管轄の大学校など、経済的支援となる情報について、来年度には全日制全学年で1人1台の利用が可能となる端末で、広く高校生にメルマガで配信を検討。また奈良テレビ枠での放送も検討する。

福田 倫也 議員



- 既存事業の見直しについて
- 建設工事等における県内業者の受注機会の拡大について
- 奈良登大路自動車駐車場の来庁者利用について
- 大和高田市立病院の移転整備について
- 不登校対策について



大和高田市立病院の移転整備について

県と大和高田市は、大和高田市立病院の移転整備について、県産業会館の敷地活用に関する協定を締結したが、山下知事就任後の市との議論の状況等と今後の取組はどうか。

7月の市長との面談で、「市の負担が少ない案が他にもあるのではないか」と伝えたところ、「最善策を検討したい」との回答があった。その後、市の9月定例会で建替え候補地の予算が可決。今後、市から検討結果が示されると考えており、その内容によっては、連携・協力して対応していく。

松木 秀一郎 議員



- 民間企業との連携・協働について
- 小規模事業者の存続・発展について
- 関西広域での観光について
- 道路・河川の維持管理に関する県民からの通報について



民間企業との連携・協働について

県と企業で締結する「包括連携協定」。本県では協定を14社と結んでいるが、荒井県政でこの5年、新しい提携はない。認知強化が必要。連携を求める県政課題をWEBなどで周知すること、トップセールスをすることが有効と考えるが、山下知事の所見は?

民間企業との連携、とりわけ包括連携協定の締結は、県民にとって大変有意義。利点があると考えられる場合は積極的に協定を結び、成果などについても情報発信を行う。

委員会報告

お問い合わせの詳しい質問内容は
QRコードの画面をご覧ください。

経済委員会



農林水産委員会



環境委員会



第11号様式の5（第5条関係）

政務活動記録簿（広報紙の発行・発送等）

会派・議員名 福田 健也

年 月 日	令和6年2月11日			
表題と発行部数	奈良県議会会派 日本維新の会 NEWS 11,000部／会派分 8,650部／個人増刷分			
対象者	大和高田市内			
配布方法	ポスティング（500部）新聞折込（19,150部）			
発行目的	政務活動報告と県政に対する意見・要望を広く募集するため			
按分率の説明	按分なし			
内容				
編集・制作・ 発送等に要した 経費	項目	支払先	金額	金額の積算
	議会報告代	株) プット アップ・スタイル	27,784円	@2.92×8,650部 =25,258円 +消費税 2,526円
	新聞折込料 大和高田市内	株) プット アップ・スタイル	63,195円	@3.00×19,150部 =57,450円 +消費税 5,745円
※ 100 %充当 合計 90,979円				
備考	添付資料：奈良県議会会派 日本維新の会 NEWS			

注 発行した広報紙を添付してください。

奈良県議会会派 日本維新の会NEWS

奈良県議会会派 日本維新の会 〒630-8501 奈良市大宮町30 県議会議事堂内 TEL 0742-22-4671 (直通) 0742-22-4672 (内線)

令和5年12月定例会報告

維新の山下知事になり実現

関西広域連合に全部参加決定

情報共有が進み、奈良県の課題解決につながるなどメリットいろいろ

一方 日本維新の会は反対した

議員ボーナス引上げ議案が可決

“わざわざ”自分たちの報酬を上昇させる「お手盛り議案」

令和5年最後の定例会が終了いたしました。

12月定例会では、14名の維新議員が各分野において、

県民の立場に立ち積極的な議論を展開しました。

また、県議会のすれた感覚を是正するため、自らの手でボーナスを引き上げようとする自民党・無所属の会へ厳しい質問や反対討論を行ったり、

ルールを守らず議案に関係のない質疑を好き放題繰り返すことに強く抗議を申し入れました。

本会議も委員会も税金で運営されています。

無駄な議論をする時間など1分1秒許されないので。

税金の無駄使いがこの様な意識から生まれることを自民党・無所属の会には理解して頂きたいと思います。

さらに、議員特権の一つである

新幹線でのグリーン車利用に関しても廃止を提案しました。

1月中に他会派へ返答を求めており、どのような回答がくるのか。

行財政改革に合わせて、議会改革にもしっかりと取り組んだ12月定例会。

ボーナスの引上げは不本意ながら可決されました。

私たちの会派議員は、毎月の身を切る改革に今回の引上げ分を上乗せし、令和6年能登半島地震で被災された地域に寄付をする予定です。

県民目線を忘れることなく、行財政改革、議会改革に

全力で取り組みますので引き続き今後の奈良県議会にご注目ください。



各メンバーの選出区ごとに
色分けしています。

令和6年能登半島地震により被災された皆様および関係者の方々へ

このたびの地震で犠牲となられた方々に心よりお悔み申し上げるとともに、被災された方々に心よりお見舞い申し上げます。

また、被災者の救済と被災地の復興支援のために尽力されている方々に深く敬意を表します。

被害を受けられた皆様の安全と一日でも早く平穏な生活にがられますことを心よりお祈り申し上げます。

旧態依然の県議会改革!

12月定例会「日本維新の会が反対した申し入れ」

▶新幹線グリーン料金支給廃止に関する申し入れ

奈良県議会議員の出張時等で新幹線のグリーン車を利用するという社会情勢と乖離した議員特権を廃止し、県民格差の是正に努め、県政発展に尽力するための申し入れ。



▶県議会の運営に対する申し入れ

「委員会に付託された議案の審査は付託議案の範囲内で行うことが原則」というルールを守らず、付託された議案の範囲を大きく逸脱した質疑を自由民主党・無所属の会の委員が繰り返したことへの申し入れ。

日本維新の会は断固反対!

奈良県議会 期末手当(ボーナス)支給状況

12月補正予算で、日本維新の会は反対した
「議員ボーナス引上げ議案」が可決されたことで増額となりました。

●議員 物価高に苦しむ県民の理解は得られない!

約366.6万円 約11万円アップ 約377.9万円
令和4年度 合計 令和5年度 合計

●議長 物価高に苦しむ県民の理解は得られない!
約454.7万円 約46.7万円 约468.7万円
令和4年度 合計 令和5年度 合計

●副議長 約397.2万円 约12.4万円 约409.4万円
令和4年度 合計 令和5年度 合計

令和5年 12月定例会



一部抜粋

佐藤 光紀 議員



- ◎ 奈良県教育の充実について
- ◎ 西和医療センターの移転・再整備について
- ◎ 地方自治体が担う海外地方政府との友好交流について
- ◎ 道の駅「クロスウェイなかまち」の活用等について
- ◎ 奈良県のがん対策について
- ◎ 地域公共交通のあり方について



一部抜粋

清水 勉 議員



- ◎ 関西広域連合全部参加のメリットについて
- ◎ 公園施設の充実にかかる財源確保のための一部公園駐車場有料化の検討について
- ◎ 寄宿舎や高校学生寮を利用する学生の負担軽減について
- ◎ バリアフリー基本構想策定推進の必要性について
- ◎ 都道府県に対する財源確保のための宿泊税の検討について

関西広域連合全部参加のメリットについて

既に参加している分野を除く5分野について、参加することの意義とメリットをお聞かせください。

関西地域全体での知恵や資源を活用して、広域で連携し、課題に取り組むことで、費用負担に見合う効果があると考える。医療分野では、医療関係者等が広域連合の各種セミナーに参加することが可能となり、最新の知見が共有できるようになる。また、資格試験等分野では、資格等の試験事務を広域連合へ一元化することで事務軽減できるなどのメリットを新たに享受できる。

中川 崇 議員



- ◎ 大規模広域防災拠点用地でのヘリポートの整備について
- ◎ 圏内旅行における観光情報の発信について
- ◎ 「オーガニックビレッジ」の推進について
- ◎ 西ノ京駅周辺のまちづくりにかかる道路整備等について
- ◎ 犯人の確保について
- ◎ 平城宮跡歴史公園の整備について

西ノ京駅周辺のまちづくりにかかる道路整備等について

西ノ京駅は、駅へのアクセス道が脆弱など複数課題があり、西側で市道や踏切の拡幅等も含め市と地元が協力して進めているなか、県も呼応して協力するべきと考えますが、いかがでしょうか。

西ノ京駅周辺は、道路の幅員が狭く、危険であるなどの課題を認識している。県道の拡幅計画は、市道の拡幅計画と整合させる必要があり、県としても駅西側ロータリーの整備など、市や地元が進めるまちづくりの検討に積極的に参画し、連携して取り組んでいく。

◎ 奈良県教育の充実について

高校授業料等の実質無償化と、県立高校のトイレの完全洋式化・乾式化に込められた知事の思いについてお聞かせください。

次世代への投資は、奈良県の成長につながるとの強い信念を持っている。子どもたちに自らが希望する道を経済的な事情を気にすることなく歩んでもらいたいと考え、高校授業料等の実質無償化について、議論を重ねてきた。その結果、令和6年度から支援を大幅に拡充し、年収目安が910万円までの世帯に国の就学支援金と合わせて最大63万円まで、年収目安910万円以上の多子世帯に最大5万9400円まで支援したいと考える。また、県立高校の快適性を向上させるために、令和6年度から5カ年計画で全校、全トイレの洋式化・乾式化に取り組む。今後、さらに制度・事業の詳細を詰めて、必要な額を令和6年度の予算案に計上する。

星川 大地 議員



- ◎ SNSを活用した情報発信について
- ◎ 保育の扱い手確保について
- ◎ インターネット上の誹謗中傷について
- ◎ 警察職員の働き方について

インターネット上の誹謗中傷について

高校生間でのインターネットやSNSを通じた誹謗中傷やいじめに対して、県教育委員会としてどんな対策を講じているのかお聞かせください。

いじめの被害者にも加害者にもならないよう、自らの行動を振り返り、互いの人権を確かめ合う機会として、アンケートを実施している。各県立高等学校では、アンケートの分析結果を踏まえ、情報モラルの向上に取り組んでいるほか、教員の対応力向上も図っている。関係機関と連携し、児童生徒への指導、保護者への啓発を図っている。



委員会報告

この特集の詳しい内容は
YouTube動画をご覧ください。

経済産業委員会



経済産業委員会



松尾 中川 小林



経済産業委員会



松尾 中川 小林



経済産業委員会

第11号様式の11(第5条関係)

令和5年度事務所状況報告書

会派・議員名 福田 優也

①政務活動事務所	<input type="checkbox"/> 自宅 <input checked="" type="checkbox"/> 自宅以外
②所在地	住所 [REDACTED] 電話 050-8880-6616 延べ床面積 66 m ²
③他用途との兼用	<input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 後援会の事務所 <input type="checkbox"/> 政党事務所 <input checked="" type="checkbox"/> その他(政党活動用事務所)
④所有区分	<input type="checkbox"/> 自己又は配偶者、3親等以内の親族、同一生計者の所有 <input checked="" type="checkbox"/> 賃貸物件(賃貸借契約先 豊富住建株式会社) 所有者 <input checked="" type="checkbox"/> 第三者 <input type="checkbox"/> 自己・同一生計者が経営する法人 (登記簿の目的に不動産の賃貸有) <input type="checkbox"/> 自己・同一生計者が経営する法人 (登記簿の目的に不動産の賃貸無)
⑤按分率の考え方	<input checked="" type="checkbox"/> 使用実態(使用面積又は使用時間による) <input checked="" type="checkbox"/> 事務所全体面積 66 m ² (a) うち政務活動使用面積 33 m ² (b) <input type="checkbox"/> 事務所使用時間 時間(a) うち政務活動使用時間 時間(b) (b)/(a) = 1/2 → 按分率 1/2
⑥事務所賃借料の計上	<input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 按分率 1/2 (按分率の考え方:面積按分)
⑦駐車場代の計上	<input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 来客専用 按分率 / <input type="checkbox"/> 来客兼用 按分率 / (按分率の考え方:)
⑧光熱水費・維持管理費の計上	<input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 按分率 / (按分率の考え方:)
⑨備考	

注 賃貸借(事務所・駐車場)の場合は、別途契約書を添付してください。

賃貸契約書

R5年 10月 23日

福田倫也 様

豊富住建株式会社

大和高田市大字有井 58 番地の1



事業用賃貸借契約書(店舗)

貸主 豊富住建株式会社(以下「甲」という。)と借主 福田倫也(以下「乙」という。)は、この契約書により頭書に表示する不動産に関する賃貸借契約を締結した。

頭書(1) 目的物件の表示

建 物	名 称			区画番号()
	所 在 地	(住居表示) XXXXXXXXXX		
	(登記簿)			
	構 造	木造・鉄骨造・鉄筋コンクリート造・鉄骨鉄筋コンクリート造・軽量鉄骨造・その他()/ 瓦葺・スレート葺・亜鉛メッキ鋼板葺・セメント瓦葺・陸屋根・その他()/ (3)階建／全(1)戸		
	種 類	鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺 3階建	新築年月	平成 57 年 10 月
	面 積	全体 499.50 m ² 内 約 66 m ²		
附 屬 施 設	現状有姿とします。			

頭書(2) 事業内容(具体的に記載すること)

事務所

頭書(3) 契約期間

令和 5 年 10 月 23 日 から 令和 7 年 10 月 22 日まで (2 年間)
目的物件の引渡し時期 令和 5 年 10 月 23 日

頭書(4) 賃料等

賃 料	月額 88,000- 円 (内消費税等8,000-円)	管理・ 共益費	月額 (内消費税等	円 円)	家 財 保険料	円
礼金	150,000- 88,000-円 (賃料 ケ月)			円	附 屬 施設料	月額 (内消費税等 円)
保証金	150,000- 88,000-円 (賃料 ケ月)	円 償 却				円
その他の条件						
貸与する鍵	鍵 No. 本 数	シャッター		入口 2本	2本	本
賃料等の支払時期		翌月分を毎月 末 日まで				
賃料等の 支払方法	□振 込	りそな銀行 XXXXXXXXXX	豊富住建株式会社			
	□持 参	持 参 先	豊富住建(株)			
	□口座引落	委託会社名				

頭書(5) 借主緊急連絡先

(氏名) 豊富住建株式会社
(自宅) TEL [REDACTED]
(勤務先) TEL [REDACTED] (会社名・部署名)
(携帯) TEL

頭書(6) 貸主及び管理業者

貸主	氏名 豊富住建株式会社
	住所 奈良県大和高田市大字有井58-1

管理業者	商号又は名称 豊富住建株式会社
所在地	奈良県大和高田市大字有井58-1 TEL [REDACTED]
賃貸住宅管理業者登録制度登録番号	国土交通大臣()第 号
(一社)全国賃貸不動産管理業協会会員番号	※(一社)全国賃貸不動産管理業協会の会員である場合に記載
管理担当者	氏名 (賃貸不動産経営管理士:登録番号) ※賃貸不動産経営管理士の登録を受けている場合に記載

※貸主と建物の所有者が異なる場合は、次の欄も記載すること。

所有者	氏名
	住所

頭書(7) 乙の債務の担保

担保の方法 (本契約で採用する ものにチェックし、 その右欄に所定の事 項を記載する)	<input type="checkbox"/> 連帯保証人	氏名	
		住所	
	<input type="checkbox"/> 家賃債務保証 会社の提供する 保証	家賃債務保証会社名 主たる事務所の所在地	

頭書(8) 更新に関する事項

契約終了3か月前までに双方異議がなければ1年間契約は自動更新とする。

頭書(9) 特約事項

- 1、内外装工事は貸主の承諾を得て取り掛かるものとする。
- 2、近隣住民の苦情は借主が対処するものとする。
- 3、風俗営業の許可はとることができません。
- 4、各店舗の室内については各店舗が保険に加入すること。

本契約の締結を証するため、本契約書を3通作成し、貸主、借主、連帯保証人が記名押印の上、各自1通を保存する。

令和5年10月23日

甲・貸主	氏名 大和高田市大字有井58番地の1 豊富住建株式会社	TEL 0745-53-0665
	住所 代表取締役 田中麻呂	
乙・借主	氏名 福田倫也	TEL
	住所	
連帯保証人	氏名	TEL
	住所	

宅地建物取引業者	A		B	
	主たる事務所所在地・TEL	大和高田市大字有井58-1 豊富住建株式会社	主たる事務所所在地・TEL	
	商号又は名称		商号又は名称	
	代表者の氏名	代表取締役 田中麻呂 0745-53-0665	代表者の氏名	⑪
免許証番号	奈良県知事10-1951	免許証番号	大臣 知事()第 号	
免許年月日	令和3年5月23日	免許年月日	平成 年 月 日	
氏 名		氏 名		⑪
登録番号		登録番号	() 第 号	
業務に従事する事務所名	豊富住建株式会社	業務に従事する事務所名		
事務所所在地	大和高田市大字有井58-1	事務所所在地		
TEL		TEL		

※この契約書は、宅地建物取引業法第37条に定められている書面を兼ねています。

契 約 條 項

(契約の締結)

第1条 貸主(以下「甲」という。)及び借主(以下「乙」という。)は、頭書(1)に記載する目的物件(以下「本物件」という。)について、頭書(2)の営業に供することを目的とする賃貸借契約(以下「本契約」という。)を以下のとおり締結した。

(契約期間)

第2条 契約期間及び本物件の引渡し時期は、頭書(3)記載のとおりとする。

2 甲及び乙は、頭書(8)の記載に従い、協議の上、本契約を更新することができる。

(賃料)

第3条 乙は、頭書(4)の記載に従い、賃料を甲に支払わなければならない。

2 甲及び乙は、次の各号の一に該当する場合には協議の上、賃料を改定することができる。

- 一 土地又は建物に対する租税その他の負担の増減により、賃料が不相当となった場合
- 二 土地又は建物の価格の上昇又は低下その他の経済事情の変動により、賃料が不相当となった場合
- 三 近傍類似の建物の賃料の変動が生じ、賃料が不相当となった場合

3 1ヶ月に満たない期間の賃料は、1ヶ月を30日として日割り計算した額とする。

(共益費)

第4条 乙は、本物件が有する建物・敷地の共用部分の維持管理に必要な光熱費、上下水道使用料、清掃費等(以下「維持管理費」という。)に充てるため、共益費を頭書(4)の記載に従い甲に支払うものとする。

2 甲及び乙は、維持管理費の増減により共益費が不相当となったときは、協議の上、共益費を改定することができる。

3 1ヶ月に満たない期間の共益費は、1ヶ月を30日として日割り計算した額とする。

(負担の帰属)

第5条 甲は、本物件に係る公租公課を負担するものとする。

2 乙は、電気・ガス・水道・その他専用設備に係る使用料金を負担するものとする。

3 乙は、頭書(2)記載の営業目的に従い使用することにより、法令上設備新設、改善等が必要となる場合には、これに要する費用を負担するものとする。

(敷金)

第6条(A) 乙は、本契約から生じる債務の担保として、頭書(4)に記載する敷金を甲に預け入れるものとする。

2 乙は、本物件を明け渡すまでの間、敷金をもって賃料、共益費その他の債務と相殺をすることができない。

3 甲は、本物件の明渡しがあったときは、遅滞なく、賃料の滞納その他の本契約から生じる乙の債務の不履行が存在する場合には当該債務の額を差し引いたその残額を、無利息で、乙に返還しなければならない。

4 前項の規定により乙の債務額を差し引くときは、甲は、敷金の返還とあわせて債務の額の内訳を明示しなければならない。

(保証金)

第6条(B) 乙は、本契約から生じる債務の担保として、頭書(4)に記載する保証金を甲に預け入れるものとする。

2 乙は、本物件を明け渡すまでの間、保証金をもって賃料、共益費その他の債務と相殺をすることができない。

3 甲はこの契約の解除又は終了により、乙が当該賃貸借物件についてこの契約に定める明渡しその他の義務を完全に履行したことを甲が認めた場合には、遅滞なく第1項の保証金より償却費として解約時賃料の1ヶ月分相当額を差し引き、返還するものとする。

4 甲は、本物件の明渡しがあったときは、遅滞なく、賃料の滞納その他の本契約から生じる乙の債務の不履行が

存在する場合には当該債務の額を差し引いたその残額を、無利息で、乙に返還しなければならない。

5 前項の規定により乙の債務額を差し引くときは、甲は、保証金の返還とあわせて債務の額の内訳を明示しなければならない。

(反社会的勢力ではないことの確認)

第7条 甲及び乙は、それぞれ相手方に対し、次の各号に定める事項を確認する。

- 一 自らが、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第二号に規定する暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成員(以下総称して「反社会的勢力」という。)ではないこと
- 二 甲又は乙が法人の場合、自らの役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。)が反社会的勢力ではないこと
- 三 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、この契約を締結するものではないこと
- 四 自ら又は第三者を利用して、次の行為をしないこと
 - ア 相手方に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為
 - イ 偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為

(禁止又は制限される行為)

第8条 乙は、甲の書面による承諾を得ることなく、本物件の全部又は一部につき、賃借権を譲渡し、又は担保の用に供してはならない。

- 2 乙は、甲の書面による承諾を得ることなく、本物件の増築、改築、移転、改造若しくは模様替又は本物件の敷地内における工作物の設置を行ってはならない。
- 3 乙は、甲の書面による承諾を得ることなく、頭書(2)の事業内容を変更してはならない。
- 4 前3項の場合で甲の承諾を得るときは、乙は、賃料の1ヶ月分に相当する承諾料を支払うものとする。
- 5 乙は、本物件の全部又は一部につき、転貸に供してはならない。
- 6 乙は敷金又は保証金の返還請求権を第三者に譲渡し、又はこれを担保の用に供してはならない。
- 7 乙は、本物件の使用に当たり、次の各号に掲げる行為を行ってはならない。
 - 一 銃砲、刀剣類又は爆発性、発火性を有する危険な物品等を製造又は保管すること
 - 二 大型の金庫、書庫その他の重量の大きな物品等を搬入し又は備え付けること
 - 三 騒音等の迷惑行為を行うこと
- 四 第1項の規定にかかわらず、本物件の全部又は一部につき、反社会的勢力に賃借権を譲渡し、又は担保の用に供すること
- 五 本物件を反社会的勢力の事務所その他の活動の拠点に供すること
- 六 本物件又は本物件の周辺において、著しく粗野若しくは乱暴な言動を行い、又は威勢を示すことにより、付近の住民又は通行人に不安を覚えさせること
- 七 本物件に反社会的勢力を居住させ、又は反復継続して反社会的勢力を出入りさせること
- 8 乙は、本物件又は建物の共用部分の使用に当たり、甲の書面による承諾を得ることなく、次の各号に掲げる行為を行ってはならない。
 - 一 階段・廊下等共用部分への物品の設置
 - 二 階段・廊下等共用部分への看板・ポスター等の広告物の掲示

(乙の管理義務)

第9条 乙は、本物件を善良なる管理者の注意をもって使用する義務を負う。

- 2 乙は、特に本物件の火災発生防止に留意するものとする。
- 3 乙は、管理規約使用細則等を遵守するとともに、甲が本物件の管理上必要な事項を乙に通知した場合その事項を遵守しなければならない。
- 4 契約締結と同時に甲は、乙に対し入居に必要な本物件の鍵を貸与する。乙は、これらの鍵を善良なる管理者の注意をもって保管かつ使用しなければならない。万一紛失又は破損したときは、乙は、直ちに甲に連絡のうえ、

甲が新たに設置した鍵の交付を受けるものとする。ただし、新たな鍵の設置費用は乙の負担とする。

- 5 乙は、鍵の追加設置、交換、複製を甲の承諾なく行ってはならない。

(原状の変更)

第10条 乙が、本物件を頭書(2)の事業内容に従い使用する上で必要な模様替え、付属施設の設置等をする場合には、あらかじめ甲の承諾を得た上で甲の指示に従い施工するものとし、その費用は乙が負担するものとする。

- 2 前項の工事により法令による設備の新規改修の必要が生じた場合、その費用は乙が負担するものとする。

(契約期間中の修繕)

第11条 甲は、第3項の場合を除き、乙が本物件を使用するために必要な修繕を行わなければならない。ただし、乙の故意又は過失により必要となった修繕に要する費用は、乙が負担しなければならない。

- 2 前項の規定に基づき甲が修繕を行う場合は、甲は、あらかじめその旨を乙に通知しなければならない。この場合において、乙は、正当な理由がある場合を除き、当該修繕の実施を拒否することができない。

- 3 乙は、次の各号に掲げる修繕を行わなければならない。

- ・ 電球、蛍光灯、ヒューズの取替え
- ・ その他費用が軽微な修繕

- 4 本物件内に破損箇所が生じたとき、乙は、甲に速やかに届け出て確認を得るものとし、その届出が遅れて甲に損害が生じたときは乙は、これを賠償する。

(契約の解除)

第12条 甲は、乙が次の各号に該当した場合において、甲が相当の期間を定めて当該義務の履行を催告したにもかかわらず、その期間内に当該義務が履行されないときは本契約を解除することができる。

- ・ 乙が賃料又は共益費の支払いを2ヶ月以上怠ったとき
- ・ 乙の故意又は過失により必要となった修繕に要する費用の負担を怠ったとき

- 2 甲は、乙が第一号から第四号に掲げる義務に違反した場合において、当該義務違反により本契約を継続することが困難であると認められるに至ったときは、本契約を解除することができる。乙に第五号から第九号に掲げる事情が生じた場合も同様とする。

- ・ 本物件を頭書(2)記載の事業以外の用に供したとき
- ・ 第8条(第7項第五号から第七号を除く)から第10条までの規定に違反したとき
- ・ 人居時に、乙又は連帯保証人について告げた事実に重大な虚偽があったことが判明したとき
- ・ その他乙が本契約の各条項に違反したとき
- ・ 銀行取引の停止
- ・ 破産手続きの開始
- ・ 民事再生手続きの開始
- ・ 会社更生手続きの開始
- ・ 特別清算手続きの開始

- 3 甲又は乙の一方について、次のいずれかに該当した場合には、その相手方は、何らの催告も要せずして、本契約を解除することができる。

- ・ 第7条の確約に反する事実が判明したとき
- ・ 契約締結後に自ら又は役員が反社会的勢力に該当したとき

- 4 甲は、乙が第8条第7項第五号から第七号に掲げる行為を行った場合は、何らの催告も要せずして、本契約を解除することができる。

(乙からの解約)

第13条 乙は、甲に対して3ヶ月前に解約の申入れを行うことにより、本契約を終了することができる。

- 2 前項の規定にかかわらず、乙は解約申入れの日から3ヶ月分の賃料(本契約の解約後の賃料相当額を含む。)を甲に支払うことにより、解約申入れの日から起算して3ヶ月を経過する日までの間、隨時に本契約を終了するこ

とができる。

(明渡し及び明渡し時の修繕)

- 第14条 乙は、明渡し日を10日前までに甲に通知の上、本契約が終了する日までに本物件を明け渡さなければならぬ。
2 乙は、第12条の規定に基づき本契約が解除された場合にあっては、直ちに本物件を明け渡さなければならぬ。
3 乙は、明渡しの際、貸与を受けた本物件の鍵(複製した鍵があれば複製全部を含む。)を甲に返還しなければならない。
4 本契約終了時に本物件内に残置された乙の所有物があり、本物件を維持管理するために緊急やむを得ない事情があるときは、乙がその時点でこれを放棄したものとみなし、甲はこれを必要な範囲で任意に処分し、その処分に要した費用を乙に請求することができる。
5 本物件の明渡し時において、乙は、本物件内に乙が設置した造作・設備等を撤去し、本物件の変更箇所及び本物件に生じた汚損、損傷箇所をすべて修復して、本物件を引渡し当初の原状に復せしめなければならない。
6 乙が明渡しを遅延したときは、乙は、甲に対して、賃貸借契約が解除された日又は消滅した日の翌日から明渡し完了の日までの間の賃料の倍額に相当する損害金を支払わなければならない。

(立入り)

- 第15条 甲は、本物件の防火、本物件の構造の保全その他の本物件の管理上特に必要があるときは、あらかじめ乙の承諾を得て、本物件に立ち入ることができる。
2 乙は、正当な理由がある場合を除き、前項の規定に基づく甲の立入りを拒否することはできない。
3 本契約が終了した後に本物件を賃借しようとする者又は本物件を譲り受けようとする者が本物件の確認をするときは、甲及び物件の確認をする者は、あらかじめ乙の承諾を得て、本物件内に立ち入ることができる。
4 甲は、火災による延焼を防止する必要がある場合、何ら連絡なく一定期間本物件を不在にし本物件内及び本物件が所在する建物等の保存等に支障が生じるおそれがある場合その他の緊急の必要がある場合においては、あらかじめ乙の承諾を得ることなく、本物件内に立ち入ることができる。この場合において、甲は、乙の承諾を得ずに入ったときは、その旨を乙に通知しなければならない。

(甲の通知義務)

- 第16条 甲は次の各号のいづれかに該当するときは直ちにその旨を書面によって乙に通知しなければならない。
一 賃料等支払い方法の変更
二 頭書(6)に記載した管理業者の変更

(乙の通知義務)

- 第17条 乙又は連帯保証人は、各号のいづれかに該当するときは、直ちにその旨を書面によって甲に通知しなければならない。
一 乙が本契約締結当時の名称変更、合併、営業目的的重大な変更があるとき。ただし、当該行為が賃借権の譲渡と評価できるときは、第8条第1項の定めに従うものとする
二 長期に休業するとき
三 連帯保証人の住所、氏名、緊急の連絡先その他の変更
四 連帯保証人の死亡又は解散

(延滞損害金)

- 第18条 乙は、本契約より生じる金銭債務の支払いを遅滞したときは、年(365日当たり)14.6%の割合による延滞損害金を支払うものとする。

(乙の債務の担保)

- 第19条 本契約においては、頭書(7)に記載する方法により、乙の債務を担保する。

- 2 頭書(7)で「連帯保証人」にチェックがある場合には、次の各号の定めによるものとする。
- ・ 頭書(7)記載の連帯保証人は、乙と連帯して、本契約から生じる乙の債務を負担するものとする
 - ・ 連帯保証人が死亡し、又は破産開始決定等によって連帯保証人として要求される能力又は資力を失ったときは、第17条の規定に基づき乙は直ちにその旨を甲に通知するとともに、甲の承諾する新たな連帯保証人に保証委託するものとする
 - ・ 前号の場合において新たに甲との間で連帯保証契約を締結した連帯保証人は、第一号に定める義務を負うものとする
- 3 頭書(7)で「家賃債務保証会社の提供する保証」にチェックがある場合には、次の各号の定めによるものとする。
- ・ 頭書(7)記載の家賃債務保証会社が提供する保証の内容については別に定めるところによるものとし、甲及び乙は、本契約と同時に同保証を利用するために必要な手続きをとらなければならぬ
 - ・ 乙が前号の手続きをとらない場合その他乙の責に帰すべき事由により前号に定める保証が利用できない場合は、本契約は成立しないものとする。ただし、乙は、頭書(3)記載の契約の始期から本物件を明渡すまでの間の賃料相当損害金を負担しなければならない
 - ・ 前号本文の場合において、別に連帯保証人を立てることにより契約を成立させることを甲乙間で合意した場合には、前号の規定にかかわらず、甲と連帯保証人との間で連帯保証契約が成立したことをもって、頭書(3)記載の契約の始期に本契約が有効に成立したものとみなす

(契約の消滅)

第20条 本契約は、天災、地変、火災その他甲乙双方の責めに帰さない事由により、本物件が滅失した場合、当然に消滅する。

(免責)

第21条 地震、火災、風水害等の災害、盗難、停電等その他不可抗力と認められる事故、又は、甲若しくは乙の責によらない電気、ガス、給排水等の設備の故障によって生じた甲又は乙の損害について、甲又は乙は互いにその責を負わないものとする。

(協議)

第22条 甲及び乙は、本契約書に定めがない事項及び本契約書の条項の解釈について疑義が生じた場合は、民法その他の法令及び慣習に従い、誠意をもって協議し、解決するものとする。

(合意管轄裁判所)

第23条 本契約に起因する紛争に関し、訴訟を提起する必要が生じたときは、本物件の所在地を管轄する地方(簡易)裁判所を第1審管轄裁判所とする。

(特約事項)

第24条 特約事項については、頭書(9)記載のとおりとする。

借主が融資不可能な場合は本契約は白紙解約とする。



1
2
3
4

